

◇単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和6年11月29日）から施行し、令和6年4月1日から適用することにしました。

（総務局人事部給与課）